

原=政友会内閣の教育政策

伊 藤 和 男

The Educational Policy of the Hara-Seiyūkai Cabinet

Ito Kazuo

は じ め に

原=政友会内閣（大正7年9月～10年11月）の教育政策は、『日本近代教育百年史』をはじめとした諸研究においてすでに詳しく分析されている。それらの多くは、臨時教育会議（6年9月～8年5月）が求めた制度改革の理念を、「第一次大戦以後の『総力戦』体制の精神的基盤を確立する」ための「国体主義・国家主義教育、道徳教育の重視徹底」にあると規定したうえで、原内閣の教育政策が、この基本方針を踏襲し、「高等教育制度や実業教育制度の拡充を行なうとともに、諸学校の目的規定・教育内容を改定し、国家意識の高揚のための措置を矢つぎばやに施行した」¹⁾ものであるとみなす点において同工異曲である。

周知のように、臨時教育会議は、(1)教員俸給の半額をめどにした義務教育費国庫負担、(2)七年制高等学校の採用、公私立の高等学校および単科大学の容認を主な内容とする学制改革を求めたことをはじめ、教育制度のほぼ全般にわたる諮問に答えるとともに、「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」、「兵式体操振興ニ関スル建議」を決議し、それらの多くが政策化されたことをもって日本近代教育史上に画期的な位置を与えられている。

しかし、同時に、「臨時教育会議の如きも、数多の問題を議了して、大に教育界に為す所ありしが如く思はるれども、畢竟は従来の所論を纏めたる迄にて、何等新生面を開きたる程の者に非ず」²⁾という批評が示すように、建議を除く改革案は明治後期以来の論点のほとんど全てに配慮し、それらが大筋において吸収・総括したものであり、とりたてて新しい論点が提起されたわけではなかった。

したがって、後継内閣の教育政策・制度改革が、臨時教育会議の答申に沿って策定されるのはある意味で当然であった。

しかし、この事をもって直ちに原内閣の教育政策が、臨時教育会議が求めた国体主義教育の強化による国民の思想統合をめざす方向にあったとまで言い切るのは疑問である。

しばしば指摘されるように、たしかに原内閣下における諸学校令改正に際し、「兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」（大学令第一条、7年12月）、「特ニ国民道徳ノ充実にカムヘキモノトス」（高等学校令第一条、同）という字句が、大学および高等学校の目的規定に加えられたのをはじめ、中学校令以下についても同様の措置がとられた。しかし、もともと政府が枢密院に提出した原案には上記の部分はなく、「教育会議の決議を尊重して同決議の主意を附加」することを要求した枢密院（山県有朋議長）の修正案に中橋文相と原が同意した結果、こ

これらの字句がつけ加えられたのである。

が、これらの道德規定に政府が積極的でなかったのは、原がこの件に関して「枢密院にては今回發布すべき教育諸案に道德主義を修正して加へたるに他方にては如此実例³⁾」を示す。名分論も更に効なかるべし」(『原敬日記』大正7年11月25日、以下年月日のみを記すものは全て『原敬日記』より引用)とあたかも他人事のように冷嘲していることから知られよう。

そもそも原一中橋にあっては、教育を国民思想統合に直結させる発想は稀薄であり、また何よりも(少なくとも内閣組織当初にあっては)国家主義的な国民思想統合の必要を全くと言っていいほど認めていなかったのである。

それでは原内閣の教育政策の基本性格はいかなるものであったのか。原・中橋文相の教育観、政友会の教育綱領と関連させて以下に検討してみよう。

第一章 原・中橋文相の教育観

第一節 原の政策姿勢

「畢竟教育家の手にて学制案は改善の望なし、政事家の解決を待つべし」(6年11月17日)——教育調査会を「小田原評定」と決めつけ、寺内首相にこう語ったように、原はあくまで政治家として教育問題に対応しようとした。

それでは原にとって解決すべき教育問題とは何であったのか。大正7年1月の政友会大会で原は次のように述べている。

「義務教育、即ち初等教育でありますが、是も前回の議会に於ても詳論せられたるやうに年々費用が高む一方である、教育の実体は教育令を布かれたる時と依然變りがなくして父兄の負担に致しましても中々其費用が高んで参る、逆も資金に富まざる貧乏人は学問も出来兼ねるやうな状態に立ち到って居るのであります、(中略) 目下世間の期待して居る所の問題は之を搞んで申せば成るべく速に各教育を終らせたい、又成るべく方向に迷ふ子弟のないやうにしたい、費用も成るべく多く掛けぬやうにしたいと云ふ希望であると認めざるを得ぬのでありますから、此希望を充たして将来国家有為の人材を作るには此教育の一日も早く改善の実を挙げなければなるまいと思います」⁴⁾。

また、6年9月の青森市での演説では、上記の諸点に加え、「学科の事に就ては専門的の事だから彼此云はぬけれど、素人考から見てもモウ少し簡易に出来さうなことと思はるる」⁵⁾と語っている。

修業年限短縮、高等・中等諸学校増設、教育費整理、教育内容の簡易化・實際化——これが当時の原にとって教育問題の全てであるといつては間違いない。

ここで重要なことは、原が先験的な理念や国民思想統合という観点からではなく、「目下世間の期待する所」に従つて教育改革を構想しているその姿勢である。この点は、原=政友会内閣の基本姿勢に関わるものであり、その教育政策の性格を明らかにするうえで大きな意味をもつ。

原は、「行政の要は自然の趨勢に順応して適當の処置をなすにあり」(7年10月21日)と述べ、あるいは渋沢栄一らに「今日の善政は民意に合するに在るべし、政府单独の意思のみを強行するは今日の善政にあらざるべし」(7年11月14日)と語つて、自己の内閣の政策運用の準則が「民意」の尊重にあり、人為的に極端な政策は避けるという立場をとることを明らかにしていた。原

＝政友会を政権の座に押し上げたものが、地方農村にまで押し寄せるに至った「デモクラシー」の潮流であった以上、これは当然であった。

しかし、一方では、その「善政主義」は、「維新以来我先輩の尽力にて何事も政府は一步先に進み改良をなし来れり故に余も此趣旨を取るべし、人民より迫られて始めて処置を取る様にては国家の為に憂ふべき事なり」（8年7月10日）という立場から、「秩序ある変遷によりて国内の変動を止むる」（8年6月19日）ことを目指したものであった。

原にとって、この「秩序ある変遷」を保障するものは、「立憲政治の確立」＝政党内閣制によって「民意」の「反映」を制度化し、それに従って統治することをおいて他にはないと考えられていた。このことは、原が、「山県の忠君愛国も口にこそすれ実際には疑はし」と、次のように秩序ある政権交替の必要を説いていることからもうかがえる。「元老没後の政権の移り換は如何にするや……政事家徳義を守りて其窮地に陥らざる已前に反対党に円満に政権を渡す様の慣習にても生じたらんには一応其辺の便宜を得る」が、さもなくば「一時は他を押し居るも其反動の起りたる時は即ち革命の不幸を見る事ならん」（4年8月18日）。

ところで、かかる課題に耐え得る支配政党として政友会を改良し、同時に社会主義の浸透を防ぐ鍵となるものが小選挙区制であった。原は、政友会のなかの自由党的伝統を払拭することを政党改良のうえで不可欠と考え、日露戦後、とくに地方の産業開発を指導する地方名望家の総選挙出馬を奨励していたが、「金銭を以て選挙界を腐敗せしむるか、又は過激なる議論を以て中流以下を煽動する」者が勝ちを収める大選挙区制の弊を矯めるには、これらに対して「名望」が優位を占めうる小選挙区制の採用以外にはないと考えていた（明治44年12月16日）。

ところで、原にとって以上の課題を果たし得るのは政友会以外にはなく、小選挙区制の施行は地方名望家層の政友会への吸引と不可分のものであった。原内閣が成立直後の第41議会に、小選挙区制、直接国税3円以上納入する25才以上の男子を有権者とする選挙法改正を提出・成立させる一方で、「積極主義」を掲げて地方開発に乗り出したことがそれを示している。

経済学者堀江帰一は、原内閣の「積極主義」を評して、「鉄道も港湾も治水も此主義の下に地方に起され、斯くて地方の経済を潤はすに至るので、一方で国利を挙げて、他の一方で党利を収める所以と解された。公平の見地から批判して、国利の方はどうか判然としないが、積極主義が党勢の拡張に資したことの著しいのは世間公知の事実であって、原氏が比較的容易に三年間も政権を掌握することの出来たのも此主義の賜であると見られよう」⁶⁾と述べているが、教育政策もこの例外ではなかったのである。

原内閣の教育政策は、客観的には、第一次大戦後の世界的競争に打ち勝つための教育体制の整備・再編であるとしても、原にとってその核心は、「目下世間の期待する所」に投じ、これを組織する事にあった。

第二節 中橋文相の戦後教育観

ロシア革命を、「過激派は露国の人心に投じて起りたるものにて、……多年圧制の帝室を廃し、貴族富豪の財産を分割し、四年間も苦しみたる戦争を中止したるとき、皆な露国人民の渴望せしもの」（7年4月4日）と了解していた原にとって、抗し難い勢いで進行する世界的民主化の趨勢に対応する制度的・思想的転換こそが重要であり、この点を放棄したまま、山県のように「単に形式に於て忠君愛国を説くも到底其効」はなく（7年3月30日）、また「独逸流に皇室

をかつぎ廻ることを勤王と心得て」も、それは「大間違いにて却って途方もなき反動を生ずる虞ある」(9年10月20日)愚かな政策でしかなかった。

原のこの立場をより積極的なかたちで表明したのが中橋文相である。

大正7年10月、中橋は、「文教当面の課題としては、政治教育、工業教育の普及発達を以て其眼目とすべし、……忠君愛国は至極結構なるも教育の本義は先ず完全なる人間を造るにあり、夫れには憲政思想の普及を以て最善の手段となすべし」⁷⁾と語り、また同年11月、全国有志中学校長会議では、「教育は戦前と戦後に特別な変更は要しない、唯着実に穩健に真面目な人物を養成することを務むるのが戦前戦後を通じて最も必要なことであり」、「国家思想の動揺といふ事で大分悲観している人もあるやうですが、私は之れも別に心配することはないと信じます、寧ろ大切なことは明治天皇の大御心から大創始になった立憲政治をして有終の美を遂げしむることであらうと思ひます」⁸⁾とのべて戦後教育の基本方針を明らかにした。

中橋は、臨時教育会議における「人心ノ帰嚮統一ニ関スル建議案」提出(10月9日)を横目で見ながら、これらの議論を悲観論ときめつけ、「着実に穩健に真面目な人物」を養成する明治以来の教育の基本路線をそのまま継承し、ただ工業教育の振興と立憲思想の普及に一層力を入れればよいというのである。

中橋は翌8年7月にも、国体主義的国民思想統合論を次のように真向から批判している。「欧州大戦の齎らせる世界的民主主義は、多年官僚政府に圧迫せられたる我思想界にも甚大の衝激を与へ、勃然として新思想の台頭を見るに至れり」。「其程度を過ごして之が為め極端なる社会主義的思想を誘起し、国家を挙げて過激思想に赴かしむるが如きことありては是れ国家的自殺にして為政者の最も戒慎すべき点」ではあるが、「穩健なる民主主義の普及は国民文化の向上に就ても望ましき次第にて、殊に我国の如く立憲思想の幼稚なる国民に取りては最も必要事」である。また「現在日本に行はるる新思想なるものは、国民の一部階級に限られ且其論議に於ても而く危険なりとは思惟せず、若し一部識者の唱導するが如く斯る思想の絶対的防迫を行はんとせば、嘗て徳川氏時代に行はれたる如き鎖国禁書の政策に依らずんば到底其侵入を防止し難し、斯くの如きことは今日の国際生活に於て到底行はるべきことにあらざるのみならず、是を經濟生活の困難より自然に発生したる必然的要求なりとせば、是亦何等効果なき政策と謂はざる可らず、而も之が為め他の有益なる新思想の流入をも同時に防止するに於ては国家に取り甚だしき損失なるべし。要するに過激的新思想は黒死病と等しく其伝染性猛烈にして蔓延する場合には如何に防止するも致し方なきこと」であり、要は「穩健なる新思想を養ひ置き」、抵抗力をつけよというのである⁹⁾。

中橋は、(1)社会主義を排斥しつつも、その「絶対的防迫」は不可能・無力であるのみならず、「国家の利益」=立憲政治の発達を損いかねないとして反対し、(2)「世界的民主主義」の潮流に投じ、立憲思想を涵養して「穩健なる民主主義」の普及発達を図ることが「最善の方策」であると断じたのである。

中橋は以上のような観点に立って大学令以下の諸学校令改正を行なった。その意図について、彼は8年5月の地方長官會議で次のように述べている。

「其の改正の概要を挙げて見ますれば、(一)学制を改革して教育の効果を大ならしむること、(二)知識よりは人物の養成に一層の重きを置くこと、(三)生徒の事情と地方の情況に適應する手段をなさしめ画一の弊を革むること、(四)成るべく児童生徒の学科に対する負担を軽減すること等であり

ます」¹⁰⁾。

ここに明らかなように、彼の教育政策、とくに教育の目的規定においては、「国家思想ノ涵養」,
「国民道徳ノ充実」などは見事に無視されていたのである。

第二章 政友会の教育綱領と原内閣の教育政策

第一節 政友会の教育綱領

原内閣の教育政策と臨時教育会議の連続性が強調されるあまり、政友会の教育綱領についてこれまでほとんどかえりみられることがなかった。しかし、両者の間にイデオロギー政策次元での連続性がほとんど存在しなかったことは前章でのべたとうりである。

この政友会の教育綱領が原内閣における教育政策の起動力として重要な意味をもつものであった。大正5年7月、政友会は政務調査会第11回総会において、文部部会（小久保喜七部長）、特別委員会（白石直治委員長）の調査答申に基づき、以下のような「教育改善に関する件」を決議した。

- 一、学制を改革し官公私立の単科大学を認め各学校の組織及教授法に修正を施し大学卒業に至る修業年限を短縮すべし
- 二、大学院の設備を拡張して學術技芸の蘊奥攻究の実を挙げしむべし
- 三、学校増設の途を開き収容人員の増加を図るべし
- 四、各学校に於ける必修科目を減少し教育の効果を適切ならしむべし
- 五、地方実業学校の普及発達を図るべし¹¹⁾

さらに、6年11月には、臨時教育会議における義務教育費国庫支弁に関する答申決定（10月25日）を踏まえ、「義務教育費国庫支出の件」を、同じく政務調査会総会において以下のように決議している。

- 一、小学校教育費国庫支出金の分配は教育の向上進歩を期すると共に努めて市町村の負担を軽減するの目的を遂行するに最も適切なる方法に拠るべし
- 一、小学校の校舎、設備、児童の学用品、服装等は努めて質素節約を旨とし以て市町村並に父兄の負担を軽減すべし
- 一、小学校教員を官吏となすは其職務の性質上より見るも他の公立〔小〕学校教員との権衡上より見るも其の当を得たるものに非ずと認む
- 一、義務教育年限の延長は国家今日の状態と国民の負担力に鑑み未だ其時期に非ずと認む¹²⁾

以上が大正中期における政友会の教育綱領の大枠であった。その中心は、官公私立単科大学の承認を含む学制改革による修業年限短縮、高等・実業諸学校の増設・拡充、教育内容の簡易化・実際化、義務教育費国庫負担・教育費節約による地方負担軽減、の諸点であった。

さきにみた原の教育政策構想が、これら政友会の政策方針に発していることは言うまでもない。政友会は、このうち制度改革については政府に任せるという姿勢をとり、基本線を提示するにとどまっている。政友会の教育改革要求の核心は、高等諸学校・実業諸学校の増設・拡充と地方の教育費負担軽減にあった。

まず、高等諸学校増設について、政友会報『政友』において衆議院議員秦豊助は次のように言う。「学校の饑饉である、学制を改めて大学卒業に至る迄の年限を短縮するは固より可なれども、之を短縮しても現今の如く途中にて一年も二年も滞って居ては何の役にも立たぬ、のみならず

此の間に於て身を誤るものを生ずるのである、故に学校増設の必要は論がないのである」¹³⁾

これは同時に政友会の組織原則である「利益誘導による党勢拡張」と分かち難く結びついている。

政友会の各県支部大会決議には、鉄道敷設・港湾拡張などと並んでしばしば官立諸学校誘致要求があらわれる。大正中期だけに限っても次のような要求が出されていた¹⁴⁾。

大正5年11月、岐阜県、高等農林学校

5年12月、福島県、高等蚕糸学校

6年11月、秋田県、鉾山大学

6年12月、青森県、高等学校

7年5月、北信八州大会、北陸大学

7年5月、中国四国大会、直轄学校

7年5月、徳島県、四国大学、徳島実業学校

これらの学校誘致要求は、政友会の組織原則に合致した地方名望家層の要求の反映ではあるが、それは同時に各府県間の対立・競合の危機を生じかねないものであった。それではどうすればよいのか。前出の秦豊助は次のようにその調和の道を示している。

「結局何年かの間に於て大学か、高等学校か高等専門学校が一ツは少くも出来ると云ふことになれば各府県の運動は起らぬのである、我々は国内の事情を見、又世界の趨勢を察するに各県一校は決して妄論ではない」¹⁵⁾。

「我県引校」の弊を防ぐ道が各県一校主義を貫くことにあるというのであった。

かくして高等諸学校の増設は、第13回総選挙（6年4月）に際しての「吾党の旗幟」（中橋）¹⁶⁾となり、それはそのまま原内閣の第一政綱へと引きつがれた。

さらに、政友会は「商業学校程度及低級実業学校の創設並に普及を図り以て産業の振興に資すること」(北海道支部)¹⁷⁾ という要求に応え、地方実業学校の拡充を打ち出す一方で、とりわけ地方・農村の振興を側面から援助するものため、義務教育費国庫負担・教育費整理をとりあげた。政友会にあっては、国庫負担は、「町村の最も苦痛とする地租割及戸別割の軽減となり、其恵沢町村上下に亘り、然も其の内に在って最も多く其の恵に浴するものは農民特に土地所有者」¹⁸⁾ である、という観点からとらえられていたのである。

第二節 高等諸学校増設

原は、「教育令は調査会の成案に基きたる勅令案目下枢密院に於て審議中なれば不日発表をなす事を得るに至るべしと思はるるも学校の設備なくしては到底其用をなすべきに非」ず（7年11月14日）として、組閣後ただちに中橋文相に増設計画の立案を命じるとともに、自らは難色を示す宮内省を説得し、1千万円の内帑金をひきだし、第41議会に「高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル法律案」と関連予算案を提出した。

それは、高等学校10校、高等工業学校6校、高等農林学校4校、高等商業学校7校、外国語学校1校、薬学専門学校1校、合計29校の新設および既設の各専門学校・各大学の規模を拡張する外、官立医学専門学校5校および東京高等商業学校を単科大学に昇格させるというもので、大正8年度から6年計画の総予算4455万余円を支出する大事業であった。文部省は、大正14年の中学校卒業者を3万人余、そのうち高等程度の諸学校への志願者を2万人と予想し、「従来入学志願者官

立学校の門に蝟集するの傾向より見るに、今後公私立学校収容力の増大は容易に之を期待すること能はざるを以て」¹⁹⁾ 直轄学校を拡張し、公私立と合わせてこれを収容すると説明していた。

この計画は帝国議会に様々な議論をまきおこした。論点は、創設経費等の財政的問題を除けば、(1)高等教育偏重の政策姿勢、(2)官学万能主義、(3)不生産的な中学校への進学熱の助長、(4)設置位置をめぐる問題がその主なものであった。

まず、(1)について、政府は、「年々数万の子弟が高等教育を受けることが出来ずして一年も二年も待たなければならぬ……国家としてはどうしても此救済を講じなければならぬ」(原)²⁰⁾ と深刻な学校不足の解消が急務であることを強調した。(2)の官学増設が私学圧迫につながるという批判に対しては、「官立と私立の間に少しも区別を置かぬのみならず、若し出来るならば、私立の立派なものが出来ることを希望する」(中橋)²¹⁾ と答え、私学補助の第一歩としてこの議会に「私立学校用地免租ニ関スル法律案」を提出・成立させた。

(3)について、中橋は、この批判内容には全く同意したうえで、「此所五年十年の後には、各地方には農学校、商業学校の乙種のものも余程出来るやうになります、と云ふのは詰まり国民自ら——父兄自ら従来何でもかんでも中学校に行くことは、丁度今の御話の通り余り感心しない、故に商売人になりたい者は乙種商業学校へ行く、農家になりたい者は乙種農学校へ行く」と云ふことになりつつある、……私共もそれを奨励する積りで居ります」²²⁾ と述べて、後にみるような中等実業教育へのテコ入れによる中学校への進学熱を規制する方向をも示しつつも、「目下の急場を凌ぐ」ために、高等諸学校増設の必要を訴えざるを得なかった。

問題は、官立諸学校誘致をめぐる各地方間の競争となってあらわれる(4)の設置位置をめぐる議論である。

井原百介(衆議院・憲政会)は、「徒らに地方に唯々分布して、不公平がないやうに甲の地方にも乙にも丙にも、一校づつ置けば宜しいと云ふやうなものでは決してないと思ひます」²³⁾ と疑問を呈し、更に大津淳一郎(衆議院・憲政会)は「志願者の多少に依って学校を設置すると云ふより外、国家の必要如何と云ふ所の調査は、一も説明にも亦質問の答弁にも無い」²⁴⁾ と、その無定見さを批判している。

また、樋口秀雄(衆議院・憲政会)は、「此設置場所も設定せらるるとしても、或る府県に於きましては土地の情况から極めて必要であるが、其府県は貧弱にして寄附の負担に堪へぬと云ふ為め、斯うした箇所が、二ヶ所三ヶ所あったとする、さうしてその土地が現政府たる即ち政友会の地盤であったとしたら世間は如何に考へます」²⁵⁾ と露骨に追究した。

これらに対して政府は次のように答えている。

「党勢拡張などと云ふ非難も起りますが、決して左様でない、私は何事も大都会にばかり集中すると云ふことは国家の利益ならずと考へて居る」(原)²⁶⁾、「どうも日本の智識の配置が洵に偏して居る……大都会に偏して居る、故にどうしても日本の国を全体を一様に平均して、一体の発達を図らふと云ふのには、矢張此文化と云ふものを第一に一様に発達するやうにしたい……鉄道だの、学校だの教育だのは、一律に出来るだけ平均をして全体の国民の智識が進歩するやうになったならば我国の開発上、余程今よりは趣を異にせんと思ふやうな考へで成るべくは是を全国に配置したい」(中橋)²⁷⁾。

この増設計画が、「下産階級者の五十五分の一には足らざる上産階級者の子弟にのみ恩典の

厚」²⁸⁾ いものであるときびしく批判していた 大津でさえも憲政会の一員としては結局、賛成にまわらざるを得なかった事が示すように、中産層を中心として高まりつつあった進学要求に対して、高等諸学校の不足が以前にも増して深刻度を加えている現実を、いかなる政党も認めざるを得ず、貴衆両院とも政府原案を可決したのである。

この増設計画は、「小都府を多くするは国家の利益なり」という原=政友会の「都鄙繁栄論」（6年10月17日）に基いて、全国各地地方に向かって実施された。

新設諸学校の位置は、高等学校（弘前、松江、浦和、大阪、福岡、東京、静岡、高知、姫路、広島）、高等工業学校（東京、浜松、徳島、長岡、福井、山梨）、高等農業学校（三重、宇都宮、岐阜、宮崎）、高等商業学校（福島、大分、彦根、和歌山、横浜、高松、高岡）であり、かくて沖縄県を除く全府県に直轄学校が設置されたのである。政友会の一県一校主義は見事に貫徹した。

「地方有力者を釣り、党勢拡張欲を満足させるには、急所々々に高等諸学校を新設するに如かずと考へた」（為藤五郎）²⁹⁾ と評される通り、前記の支部決議は大学を除き、原内閣を通じてそのまま実現したのである。

鉄道、港湾、治水にこれらの学校を加えて政友会の基盤である地方名望家層の利益を誘導することによって、彼らの支持を見事に吸収した結果、第14回総選挙（9年5月）において政友会は464議席中278議席を占め、絶対多数を確保した。

都市部における政友会の苦戦をみて心配した原の支持者三浦梧楼に対し、原は、「市は余の胸算に反せしもの左まで之なく、郡部開票せば二百五十を下ることなかるべし」（9年5月12日）と告げた通り、政友会は地方・農村において圧勝したのである。

第三節 実業教育の整備・拡充

実業教育に関しては、臨時教育会議は、「現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セズ」（答申一）としていたが、中橋は答申四「実業教育ニ関スル行政機関ヲ整備スルコト」を直ちに実行に移し、大正8年4月、実業学務局を復活設置するとともに、南文部次官を委員長にして工業・農業・商業の各調査委員会を設置し、各省・大学・専門学校の学者・専門家および実業家などを委員として改革調査にあたらせた。

その結果、実業学校令改正（9年12月）をはじめとして、実業補習学校規程、工業学校規程、農業学校規程、商業学校規程を20年ぶりに全面改訂するとともに、新たに職業学校規程が設けられることになったのである。

この制度改革のうち主なものは、(1)実業学校の甲種乙種（工業教育では工業学校・徒弟学校）の区別を廃止し、尋常小学校卒業後五年の課程を本体とすることによって中学校と入学期を一致させたこと、(2)実業補習学校を、従来の小学校教育の補習機関から職業・公民教育機関へと性格変化させたこと、(3)設置主体として農会、商工会議所その他の公共団体を認めたことなどであるが、この政策の最大の狙いは、中等実業学校の整備・拡充によって、中学校への進学熱を緩和し地方産業界の人材要請に応えることであつた。このことは8年5月の地方長官会議で中橋が、「実業教育の振興を図ることの戦後経営として特に緊要なこと」を訴え、次のように述べていることからもうかがえる。

「産業発達の本根たる実業教育も、現在の状態を以て満足せず地方の必要に応じ其の施設を完備し其の内容の改善と充実にを図ることが最も急務であると思ひます、現今中学程度の実業学校

卒業者は実業界の需要甚だ多く到底之に應ずることの出来ぬ状態であります、然るに各地の小学校の卒業者は専ら競うて中学校のみに集中せんとする傾向を示して居るのは決して喜ぶべきことではありません、将来は諸君の適当な指導・奨励によって小学校を卒業した者が成るべく多く実業学校に向ふ様にありたいと思ひます」³⁰⁾。

さて、以上のことから、原内閣の教育政策が、地方の教育・学校要求に応えながら常に「農村及地方都市の振興」(岐阜県支部決議)³¹⁾を目ざすことによって、直接あるいは間接に地方有力者の利益を誘導し、政友会の支持基盤拡大を図ってきたことがほぼ明らかになったであろう。

第四節 教育費整理計画

教育費整理計画も、本来、原の主観においては安価な教育を求める「世間の期待する所」に應えるためのものであった。このことは、8年5月の地方長官会議で中橋文相が、とくに「学用品学校設備等の節約」を指示し、「教育の能率に悪い影響のない限りは父兄並に市町村等の負担を成るべく軽減」³²⁾する必要を訴え、さらに同年8月の訓令8号で「浪費ヲ省キ節約ヲ重ズルノ良習慣」³³⁾を育成せよと命じていることから明らかであろう。

しかし、現実には、インフレの昂進による教員生活の窮乏化を放置することは出来ず、8年7月勅令340号、9年8月の小学校令施行規則改正により俸給の増額を図らざるを得なかったことなどにより、市町村教育費は、大正6年当時の6670万余円から、大正9年1億8800万余円へと約3倍に急増していた。これらは、大正8、9年の地方税制限の緩和により、地方の負担によって賄われたものである。

この地方負担の増加は、地方民衆の生計を圧迫するものであり、ひいては、「農村の事に向かつては多年意を注ぎ、之が方策の一つとして市町村教育費国庫補助の事を党議として絶叫し」³⁴⁾ていた政友会にとって、その存立基盤に関わるものであった。

地方負担軽減の抜本的な解決は、国庫負担増額か国税の地方移譲の他になかったが、原は「際限なく国費地方費及び個人父兄の負担を増加するの弊」(9年12月8日)をあらためるのが「先決問題」であるとし、文部省の反対を押し切って教育費整理に着手した。

その方法は、政府が臨時教育行政調査会に提示した原案によれば、学級整理、二部教授、三学級二教員制、専科教員の整理を主とした実質的な「教育簡易化」であり、これによって地方負担軽減を図ろうとするものである。

「教育の能率に悪い影響のない限り」という当初の前提は、そこではもはや無視されていたのであった。

この計画は、そのズサンをもさることながら、何よりも教育が内閣の第一政綱にとりあげられるまで社会的に定着し、もはやそれ自体を簡易化することは許されないという「自然の趨勢」に、原が逆行したという意味で明らかな秕政であり、その挫折は当然であった。

第五節 原内閣の「思想善導」策

成立当初の原内閣の教育政策に「思想善導」的色彩が殆んど見られないのは、前章で見た通りである。

ところが、大正8年を境にこの傾向は徐々に変化しはじめ、大正9年10月の全国師範学校長会議において、中橋は次のように言うに至る。

「児童生徒に対し特に国民道德の教養に留意し、其の道德的信念を確乎たらしめて帝国臣民た

るの根本基礎を作ることに格段の努力を願ひたいのであります」³⁵⁾。

この変化は何によってもたらされたのであろうか。

その直接の原因は、山県ならびに貴族院を中心とした「守旧派」(原) による激しい中橋文相攻撃である。

原が、「山県は文相を何故か好まず、之を更迭して内閣を健全にせよと云ふ事は余にも態々言ひたる位なり、故に山県系は猛烈に文相に反抗の態度を取るに至れるが如し」(10年3月2日)と記しているように、山県は9年1月、政府に「国民教育ノ覚醒ヲ計リ国家的大精神ノ振興ヲ促ス」意見書³⁶⁾を送り、暗に中橋文政を厳しく批判したことをはじめ、事あるごとに文政への不満を原に訴えていた。

また、貴族院においては、第42議会では高橋作衛(同成会)、阪本鈺之助(研究会)らが、第43議会では江木千之(茶話会)らが、中橋文相の「急進主義」(高橋)³⁷⁾を批判し、「斯の如き文部大臣を以て、此国民思想の善導は暫く措いて、国民思想の悪化を防ぐことが出来るや否や、自ら悪化さしつつある人を以て悪化を防ぐと云ふことは、私は是は望むべからざることではないかと考へる……教育委員会にも列して居るが、未だ曾て文部大臣が胸襟を開いて精神教育、思想問題などを談ぜられたことを聞かない」(江木)³⁸⁾と論難した。第44議会において、この攻撃は頂点に達し、学校昇格問題を口実にした文相問責決議案が提出されるに至ったのである。この決議案自体は、原が貴族院の最大派閥である研究会を懐柔したことにより辛うじて否決されたが、これらの事実を見れば、中橋の変化の原因がどこにあったが明瞭であろう。

しかし、実際には、文部省は、これらの批判に応じて行なった「児童生徒の思想行為並に訓練に関する調査」(大正10年)において、「其の思想は堅実であって其の国民的志操は鞏固なもの」³⁹⁾であるとして、この段階では「思想善導」の必要を殆んど認めていなかったのである。

ま と め

以上、原内閣の教育政策を主として政友会の政綱と関連づけながら考察してきたのであるが、その基本性格は地方名望家層の教育・学校要求に応えつつ、党勢拡張に資したということである。しかし、民衆の「安価な義務教育」を求める声に対しては、現実の民衆の期待を裏切る教育費整理計画をもってこたえようとしていた。

これらのことは、原=政友会の依拠する社会層が何であり、かつまた原内閣が彼らにいかにか忠実であったかを示している。

註

- 1) 『日本近代教育百年史』 教育政策 (1) 274～279頁
- 2) 『教育時論』1206号 大正7年10月15日、43頁、以下、特に年号をつけないものはすべて大正。
- 3) 山県による、失脚中の田中光顕、渡辺千秋復権策動。
- 4) 『政友』215号、7年2月5日、3～4頁
- 5) 『政友』211号、6年10月5日、12頁
- 6) 『太陽』27巻 第14号、10年12月1日、30頁
- 7) 『教育時論』1206号、27頁
- 8) 『教育時論』1210号、7年11月25日、20～21頁
- 9) 『教育時論』1232号、8年7月5日、28頁

京都大学教育学部紀要 XXVI

- 10) 『教育時論』1227号, 8年5月15日, 14頁
- 11) 『政友』196号, 5年8月5日, 53頁
- 12) 『政友』213号, 6年12月5日, 37頁
- 13) 『政友』210号, 6年9月5日, 2頁
- 14) 『政友』200~218号
- 15) 『政友』210号, 3頁
- 16) 『政友』205号, 6年4月5日, 3頁
- 17) 『政友』213号, 41頁
- 18) 『政友』200号, 5年12月5日, 20頁
- 19) 『教育時論』1215号, 8年1月15日, 9頁
- 20) 『大日本帝国議会議』第11巻 664頁
- 21) 同前 964頁
- 22) 同前 1046頁
- 23) 同前 1046頁
- 24) 同前 1098頁
- 25) 同前 963頁
- 26) 同前 665頁
- 27) 同前 1047頁
- 28) 『教育時論』1216号, 8年1月25日, 6頁
- 29) 『太陽』 27巻12号, 10年10月1日, 65頁
- 30) 『教育時論』1227号, 15頁
- 31) 『政友』196号, 5年8月5日, 55頁
- 32) 『教育時論』1227号, 15頁
- 33) 『教育時論』1236号, 8年8月15日, 10頁
- 34) 『政友』205号, 5頁
- 35) 『教育時論』1279号, 9年10月25日, 32頁
- 36) 『中橋徳五郎伝』上巻, 359頁
- 37) 『大日本帝国議会議』第11巻 1387頁
- 38) 『大日本帝国議会議』第12巻 29頁
- 39) 『教育時論』1291号, 10年2月25日, 20頁

(本研究科博士後期課程)